

名城大学薬学部実験動物施設管理運営規程

(目的)

第1条 名城大学薬学部実験動物施設とは、新2号館地下1階の実験動物施設に加え、名城大学薬学部八事キャンパス内で飼養保管施設及び動物実験室として学長より承認を受けた区域を指し、良質の実験動物の飼育管理を行うことにより、生命科学の研究及び教育の推進に寄与することを目的とする施設である。

(委員会)

第2条 薬学部実験動物施設の管理運営については、薬学部実験動物管理委員会（以下委員会と略）が行う。本委員会は、名城大学動物実験委員会の指導のもとで、活動を行う。

第3条 委員会は以下の委員をもって構成する。

1. 委員長（「動物実験等に関して優れた識見を有する者」または／かつ「実験動物に関して優れた識見を有する者」）
2. 実験動物施設を利用する各研究室から原則として1名の委員（「動物実験等に関して優れた識見を有する者」または／かつ「実験動物に関して優れた識見を有する者」）
3. 実験動物施設を利用しない研究室から原則として1名の委員（「その他学識経験を有する者」）
4. 管理者（「動物実験等に関して優れた識見を有する者」または／かつ「実験動物に関して優れた識見を有する者」）
5. その他委員長が実験動物施設の管理運営上必要と認めたもの

第4条 委員長は委員の互選とする。

第5条 委員の任期は原則として2年とする。

第6条 委員会は次の事項について協議する。

1. 実験動物施設の管理運営に関する事項
2. 実験動物の配置、飼育に関する事項
3. 予算に関する事項
4. 利用者への広報及び教育に関する事項
5. 動物実験における倫理に関する事項
6. その他委員会が必要と認めた事項

(管理業務)

第7条 管理業務は管理者が行う。

第8条 管理者および管理者を補佐する若干名の実験動物管理者および飼養者を置く。

第9条 管理者は、委員長の指示に従って、次の業務を行う。

1. 実験動物施設の管理運営（実験動物施設の管理・保持、機械の保守・点検など）
2. 実験動物の飼育管理に関すること（実験動物の搬入出管理、実験動物搬入の補助、飼料の供給・管理、感染防止業務など）
3. 事務的業務（委員会活動の支援、実験動物の出納管理・集計、利用者への広報・教育など）

(利用者)

- 第 10 条 実験動物施設の利用者は、教員、大学院生、研究室配属学生及び研究員であり、委員会の議を経て委員長により資格を認定された者とする。それ以外の者（共同研究者等）が利用する場合は、上記の利用者（教員、大学院生及び研究員）の指導・監督を必要とする。但し、委員長が適当と認めた場合はこの限りではない。
- 第 11 条 実験動物施設を利用する場合は、別に定める「名城大学薬学部八事キャンパス実験動物施設標準作業手順書」に従わなければならない。
- 第 12 条 実験動物施設の利用に際し、第 11 条に定める事項に著しく違反した場合には、委員会の議を経て委員長はその利用を禁ずることができる。

2018 年 4 月 5 日改定